破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５５号

山形市若宮２丁目３番６号　レオパレスファミーリェ102号、従前の住所宮城県多賀城市新田字北安楽寺３番地の１　サンパティークＡ202号

債務者　秋場　雅則

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号

福島県郡山市富田町字音路68番地　ビューパレスⅡＡ102号、従前の住所宮城県宮城郡利府町しらかし台２丁目４番地３

債務者　岡本　安弘

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　伸行
4　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号

青森県弘前市大字新寺町34番地73

債務者　佐々木克敏

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２８号

青森県弘前市大字新寺町34番地73

債務者　佐々木ちほ子

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２９号

青森県弘前市大字新寺町34番地73

債務者　佐々木　潤

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　和秀
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１号

茨城県鹿嶋市大字和546番地15、現居所茨城県鹿嶋市粟生2229―79　カーペンターハウス５号館Ｃ棟室

債務者　安保　正彦

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　　学
4　破産債権の届出期間　平成25年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７７号

千葉県市原市大厩1800番地387

債務者　猪澤　大輔

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間貴幸
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号

千葉県市原市大厩1800番地387

債務者　猪澤　愛実

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間貴幸
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１２号

千葉県船橋市金堀町348番地82

債務者　清水千津子

1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　到
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９号

愛媛県西予市三瓶町長早３番耕地392番地

債務者　淺井　磯一

1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥島　直道
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２７１号

名古屋市昭和区駒方町１丁目７番地

債務者　林　荘太郎

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　崇敏
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７２号

名古屋市昭和区駒方町１丁目７番地

債務者　林　　富子

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　崇敏
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３号

千葉県市川市真間１丁目14番19号

債務者　浅野　鶴夫

1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号

千葉県市川市真間１丁目14番19号

債務者　浅野　英子（旧姓遠藤）

1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係